

議案第 10 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 14 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い放課後児童支援員の資格の認定に係る研修を実施することができる者として指定都市の長を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。